

下記の委託業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成31年4月2日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

東京2020オリンピック・パラリンピック静岡県都市ボランティア管理・育成業務委託

### (2) 業務内容

静岡県都市ボランティアの情報管理、育成、運営を行う。

### (3) 業務期間

契約締結日から平成32年10月31日（木）まで

### (4) 契約限度額

85,000,000円（税込み）。限度額を超えたものは失格とする。

平成31年度限度額 50,000,000円（税込み）

平成32年度限度額 35,000,000円（税込み）

## 2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、「イベント」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 下に示す、ア又はイの業務を受注した実績があること。実績とは元請・下請の区分を問わない。

ア 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者が主催したイベント又はボランティアに関する業務（平成14年4月1日以降に完了したものに限る。）

イ 東京2020オリンピック・パラリンピックに関連する業務

(4) 上記(3)に示された業務に従事した実績を有する業務責任者を当該業務に配置できること。

(5) 静岡県内に本社または支店等の営業の拠点を有すること。

(6) 国または地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中ではないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立がなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立がなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(8) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

### 3 選定基準

提出された書類とプレゼンテーションに基づき総合的に審査して決定する。

### 4 手続等

#### (1) 担当部局・問い合わせ先

〒410-0801 静岡県沼津市大手町1-1-4

静岡県文化・観光部スポーツ局オリンピック・パラリンピック推進課

オリンピック・パラリンピック調整室（プラサヴェルデ駐在） 小林

Tel : 055-928-6377

Fax : 055-928-6388

Eメール : olypara-chosei@pref.shizuoka.lg.jp

#### (2) 企画提案募集要領の配布

##### ア 配布期間

公告の日から平成31年4月8日（月）まで

##### イ 交付場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館11階

静岡県文化・観光部スポーツ局オリンピック・パラリンピック推進課

#### (3) 企画提案書の提出方法

企画提案募集要領のとおり。

#### (4) 選定

##### ア 事前審査

企画提案者が多数の場合、提出された企画提案書、会社概要等に基づく事前審査により、プレゼンテーションに参加する者を選定し、結果を通知する。

##### イ プレゼンテーション

企画提案募集要領のとおり実施する。

### 5 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 企画提案協議に係る一切の費用は参加者の負担とする。

(3) 提出された書類は一切返却しない。また、企画提案書による提案内容は県に帰属する。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。